資料７

第５次匝瑳市行政改革大綱

（令和6年度～令和9年度）

令和６年２月

匝瑳市

目　次

第１部　総論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　第１章　行政改革大綱策定の背景と必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　１　行政改革大綱策定の背景と必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　２　これまでの行政改革の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　第２章　人口推計と財政状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　１　人口推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　２　財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　（１）歳入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　（２）歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　３　財政推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第３章　第５次行政改革大綱の目的等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　１　第５次行政改革大綱の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　２　第５次行政改革大綱の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　３　第５次行政改革大綱の計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　４　第５次行政改革大綱の見直し等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第２部　各論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　第１章　第５次行政改革大綱の推進項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　　　Ⅰ　持続可能な財政基盤の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　　　Ⅱ　市の役割の再構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　　　Ⅲ　組織機構等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　　Ⅳ　定員及び給与の適正化・人材育成の推進 ・・・・・・・・・・・・・・３３
　第２章　実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　　改革項目一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　　個別実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　　　Ⅰ　持続可能な財政基盤の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　　　Ⅱ　市の役割の再構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　　　Ⅲ　組織機構等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
　　　Ⅳ　定員及び給与の適正化・人材育成の推進 ・・・・・・・・・・・・・・５５

第１部　　総　論

第１章　行政改革大綱策定の背景と必要性

１　行政改革大綱策定の背景と必要性

平成１７年３月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行政改革指針）」が総務省から示され、全国の地方公共団体に行政改革大綱の策定･見直しと集中改革プラン(注1)の策定が求められました。

本市においても、合併前の市町の行政改革大綱を見直し、合併後の平成１８年度を初年度とした「匝瑳市行政改革大綱（第１次行政改革大綱）」を策定し、現在の「第４次匝瑳市行政改革大綱」までの１８年間にわたり、行政改革を推進してきました。

この結果、これまでの行政改革の推進項目等の取組により、行政運営において、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、今後、人口減少による地域経済の縮小等、収入財源の縮小傾向は避けられない状況です。その一方で市民病院の建替整備、公共施設の老朽化等による維持管理費の増加、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加により、一般財源の不足が予想されます。

将来にわたって持続可能な行政運営を実現していくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政運営を基本として、今まで以上に計画的かつ効率的・効果的な行政運営を推進していかなければなりません。

また、行政サービスの質の低下を招かないためには、職員の能力向上を図るとともに、職員一人ひとりの生産性を高める必要があります。

このため、将来的な財源不足への対応、職員の能力向上、事務の効率化等の観点から、限られた本市の経営資源を最大限に活用していくためには、新たな行政改革大綱を策定し、今後も行政改革を継続して推進していく必要があります。

（注１）集中改革プラン

平成17年3月29日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けて、各区市町村が、行政改革に集中的に取り組むため、平成17年度から 平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画。

※本市では、行政改革大綱実施計画を「集中改革プラン」として位置づけた。

２　これまでの行政改革の取組

本市では、合併直後の平成１８年度に「匝瑳市行政改革大綱（第１次行政改革大綱）」を策定し、これまでの間、将来にわたって持続可能な行政運営に向けて、様々な行政改革を行ってきました。

その取組は、職員の適正な定員管理をはじめ、民間委託等の推進、組織機構等の見直し、給与の適正化等の改革、ふるさと納税の推進、未利用市有地の売却、広報そうさ等への広告掲載、市民提案型事業の実施等、多岐にわたっています。

なお、これまで行ってきた行政改革の主な取組は次のとおりです。

【これまでの行政改革の主な取組】

第１次行政改革大綱（推進期間　平成１８年度～２２年度）　効果額１，９６３百万円
◆　職員数の削減 ５２人削減（３９０人（平成１８年４月１日）→３３８人（平成２２年４月１日）） ◆　組織機構の見直し 野栄総合支所の室の統合→廃止 ◆　事務事業の見直し ○　その年度に見込まれる予算枠をあらかじめ各課に配分し、その範囲内で予算編成する「枠配分方式」の導入による事務事業の見直し ○　投票区の統合（１９投票区→１５投票区） ○　大型市バスの廃止 ○　補助金等の整理合理化 ◆　民間委託等の推進 ○　指定管理者制度の導入 コミュニティセンター（９施設）、ふれあいパーク八日市場　等 ○　民営化 養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡・民営化 ○　業務委託 市バスの運転業務を全面委託　等 ◆　給与の適正化 ○　市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○　管理職手当の１０％削減、特殊勤務手当の１１手当を廃止、６手当の減額　等 ◆　歳入の強化 ○　市税等の滞納額の削減 ○　未利用市有地の売却 ○　広報そうさ、市ホームページ、市内循環バスに有料広告を掲載 ◆　第３セクター等の見直し 市民病院における清掃業務委託、診療材料共同購入等による経費削減

匝瑳市行政改革大綱（平成２３年度版）　（推進期間　平成２３年度）　効果額４５３百万円

◆　職員数の削減

７人削減（３３８人（平成２２年４月１日）→３３１人（平成２３年４月１日））

◆　組織機構の見直し

企画課にまちづくり戦略室の設置

◆　事務事業の見直し

○　枠配分方式の予算編成による事務事業の見直し

○　市税納期前納付奨励事業の廃止

○　補助金等の整理合理化

◆　給与の適正化

○　市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減

○　管理職手当の５％削減

◆　歳入の強化

○　市税等の滞納額の削減

○　未利用市有地の売却

○　広報そうさ、市ホームページ、市内循環バスに有料広告を掲載

◆　第３セクター等の見直し

○　匝瑳市土地開発公社の解散

○　一般会計から病院会計への基準外繰入を抑制

○　市民病院における病院改革プランの取組事項の推進

第２次行政改革大綱（推進期間　平成２４年度～２７年度）　効果額６５１百万円

◆　職員数の削減

２９人削減（３３１人（平成２３年４月１日）→３０２人（平成２７年４月１日））

◆　組織機構の見直し

学校給食センターの統合

◆　事務事業の見直し

○　枠配分方式の予算編成による事務事業の見直し

○　補助金等の整理合理化

○　年間を通じた節電対策（公共施設の電気使用量の削減）

◆　給与の適正化等

○　市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減

○　管理職手当の５％削減

○　能力評価及び業績評価で構成する人事評価制度の施行

◆　歳入の強化

○　市税等の滞納額の削減

○　市税等のコンビニ収納の導入

○　広報そうさ、市ホームページ、市内循環バスに有料広告を掲載

◆　協働の推進

○　匝瑳市市民協働指針の策定

第３次行政改革大綱（推進期間　平成２８年度～３１年度）	効果額５９７百万円

◆　事務事業の見直し
- ○　枠配分方式の予算編成による事務事業の見直し
- ○　補助金等の整理合理化
- ○　事務事業マニュアルの整備及び運用
- ○　年間を通じた節電対策（公共施設の電気使用量の削減）

◆　給与の適正化等
- ○　市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減
- ○　管理職手当の５％削減
- ○　能力評価及び業績評価で構成する人事評価制度の施行

◆　歳入の強化
- ○　市税等の滞納額の削減
- ○　ふるさと納税の推進
- ○　広報そうさ、市ホームページ、市内循環バスに有料広告を掲載

◆　協働の推進
- ○　市民提案型事業の実施

第４次行政改革大綱（推進期間　令和２年度～５年度）	効果額７４５百万円 （※効果額は令和４年度まで）

◆　財政基盤の確立

（歳入の強化）
- ○　市税等の滞納額の削減
- ○　ふるさと納税の推進
- ○　広報そうさ、市ホームページに有料広告を掲載
- ○　公の施設の使用料減免基準の見直し
- ○　未利用市有地の売却

（歳出削減）
- ○　枠配分方式の予算編成による事務事業の見直し
- ○　補助金等の整理合理化
- ○　年間を通じた節電対策（公共施設の電気使用量の削減）

◆　市の役割の再構築（協働・民間委託等）
- ○　市民提案型事業の実施
- ○　民間活力の活用（委託事業）

◆　組織機構等の見直し
- ○　行政需要の変化に対応した組織の見直し（農林水産課・商工観光課）
- ○　事務事業マニュアルの運用・見直し

◆　定員及び給与の適正化等
- ○　市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減
- ○　管理職手当の５％削減
- ○　能力評価及び業績評価で構成する人事評価制度の施行

第２章　人口推計と財政状況等

１　人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」をみると、令和２年(2020年)に３５，０４０人であった人口は、令和７年（2025 年）には３２，５４４人、令和１２年（2030 年）には３０，１０６人になると推計されています。

また、年齢３区分別人口の構成比では、令和２年からの１０年間で、１５歳未満の「年少人口」と１５歳以上から６４歳までの「生産年齢人口」の割合が減少する一方、６５歳以上の「老年人口」が増加し、高齢化率が４０％を超えることが予想されています。

総人口の推移

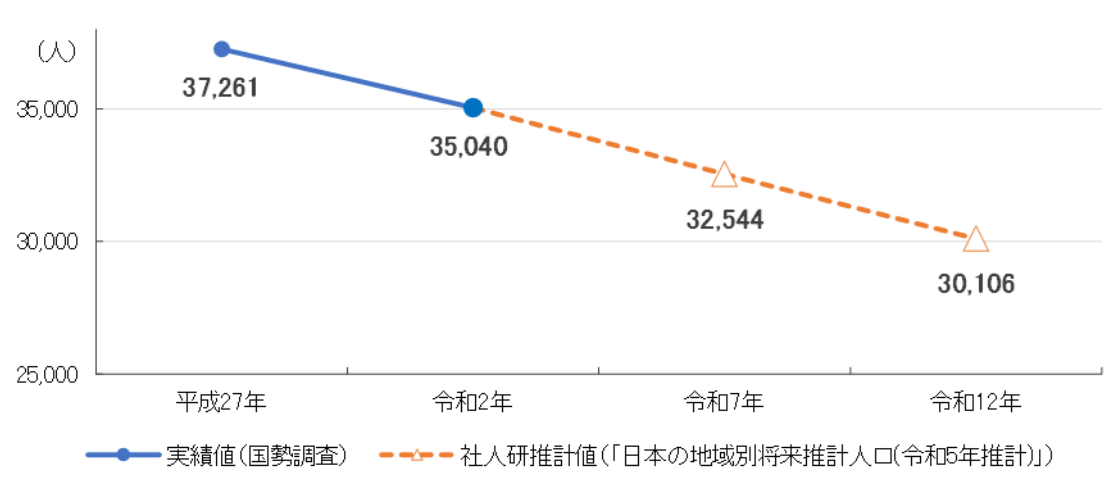

※社人研推計（平成30年推計）を基に匝瑳市まち・ひと・しごと創生本部が作成した独自推計では、令和7年は33,504人、令和12年は31,707人を見込んでいる。　（匝瑳市人口ビジョン（令和2年1月改訂）における人口の将来展望）

年齢３区分別人口の構成比

区分	令和2年 実績値（国勢調査）		令和7年 （社人研推計値）		令和12年 （社人研推計値）	
総人口	35,040人	（割合）	32,544人	（割合）	30,106人	（割合）
0～14歳（年少人口）	3,471人	9.9%	2,776人	8.5%	2,189人	7.3%
15～64歳（生産年齢人口）	18,984人	54.2%	17,176人	52.8%	15,507人	51.5%
65歳以上（老年人口）	12,581人	35.9%	12,592人	38.7%	12,410人	41.2%
年齢不詳	4人	0.0%	－	－	－	－

（資料　国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」）

２　財政状況

（１）歳入

①経常一般財源等の状況

本市の歳入のうち、経常一般財源等と国勢調査人口の推移を見ると、国勢調査人口は減少傾向にありますが、経常一般財源は、平成２２年度以降、１００億円前後で推移しています。なお、ここで経常一般財源等としているのは、市税や普通交付税などの経常一般財源に臨時財政対策債を加えた額です。

市税は、国からの税源移譲に伴い平成１９年度に増加して以降、約３９億円で推移しています。

普通交付税に臨時財政対策債（注２）を加えた実質的な普通交付税は、平成２２年度まで増加した後、減少傾向にありましたが、令和３年度は国の経済対策により増加しました。また、平成２８年度から令和２年度にかけて合併算定替の段階的縮減がなされています。

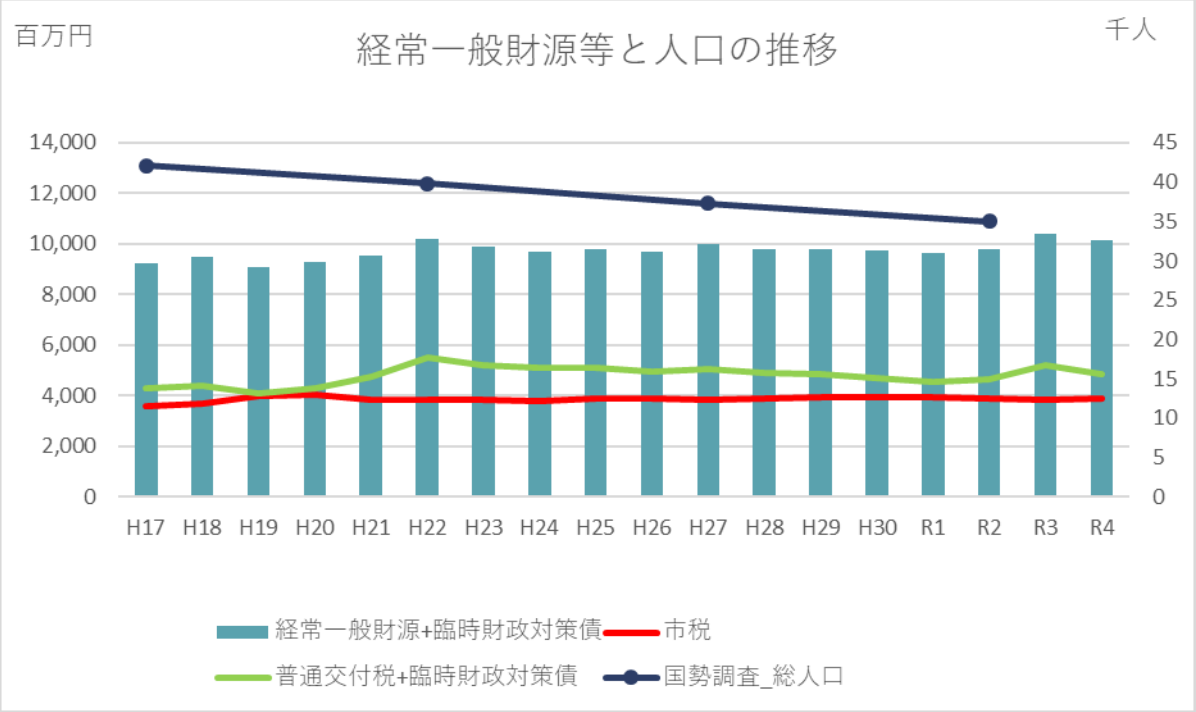

（注２）臨時財政対策債
地方全体の財源不足の補填措置として設けられた特例地方債（赤字地方債）のことで、その元利償還金相当額の全額が後年度に交付税措置される。

経常一般財源等の推移

単位：百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税	3,605	3,692	3,998	4,053	3,864	3,821	3,842	3,797	3,909
普通交付税+ 臨時財政対策債	4,311	4,393	4,074	4,074	4,762	5,527	5,221	5,132	5,096
経常一般財源+ 臨時財政対策債	9,218	9,477	9,069	9,278	9,515	10,219	9,890	9,668	9,798

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市税	3,906	3,859	3,884	3,932	3,966	3,950	3,908	3,841	3,916
普通交付税+ 臨時財政対策債	4,949	5,050	4,913	4,835	4,695	4,559	4,673	5,211	4,862
経常一般財源+ 臨時財政対策債	9,677	10,006	9,777	9,815	9,758	9,623	9,796	10,420	10,126

（資料　地方財政状況調査）

②基金の状況

年度末基金残高は、平成１７年度の約１６億円から令和４年度の約５７億円まで、３．５倍に増加しました。

このうち財政調整基金[注3]は平成１８年度の約４億円から平成２７年度には約３０億円まで増加しました。令和元年台風１５号に対する災害復旧費や新型コロナウイルス感染拡大防止事業の財源として使用したことで減少しましたが、令和４年度末には約３０億円まで回復しました。

減債基金[注4]は令和３年度に積み立てを行い、令和４年度末残高は約３億円でした。

その他特定目的基金は、合併に伴う地域振興基金を平成２１年度から５年間で１３億円積み立てたことで、大きく増加しました。

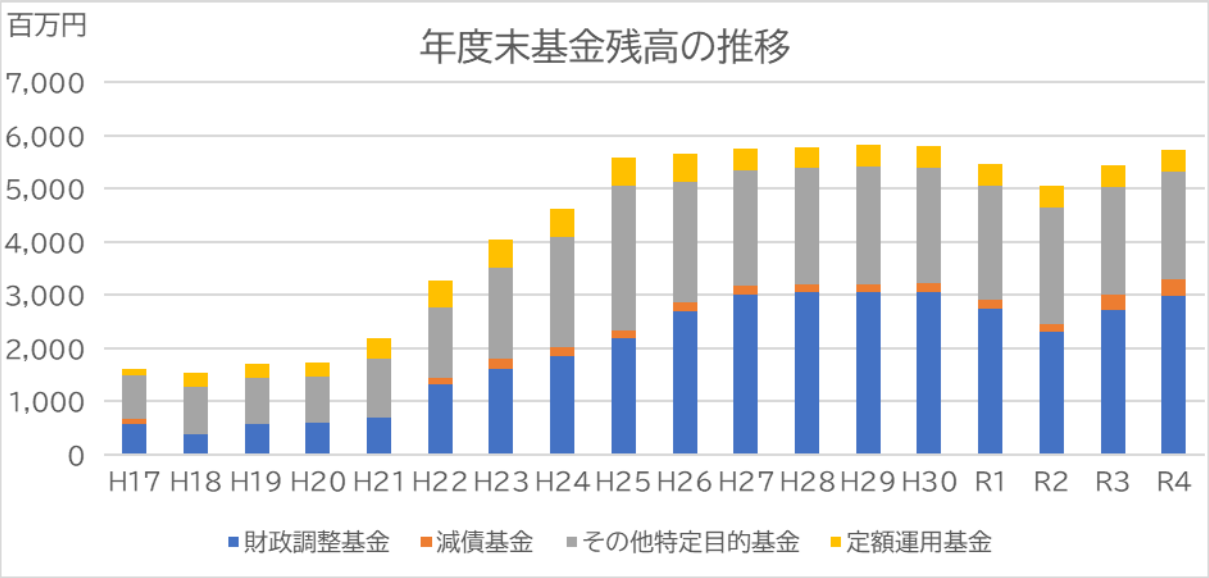

（注３）財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金。財源が不足する場合に当該不足額を埋めるため等の場合に限り、取り崩すことができる。

（注４）減債基金

公債を漸次償還する目的で積み立てられる基金。

基金の年度末残高の推移

単位：百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	569	395	569	597	710	1,318	1,624	1,844	2,181
減債基金	95	0	0	0	0	125	185	185	155
その他特定目的基金	837	888	884	873	1,107	1,339	1,708	2,072	2,715
定額運用基金	107	258	264	268	370	501	528	529	530
合計	1,608	1,541	1,717	1,737	2,187	3,283	4,045	4,630	5,580

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
財政調整基金	2,703	3,023	3,051	3,057	3,065	2,749	2,314	2,714	2,998
減債基金	155	155	155	155	155	155	155	304	304
その他特定目的基金	2,262	2,182	2,179	2,209	2,181	2,147	2,175	2,008	2,017
定額運用基金	531	405	406	407	408	408	409	409	409
合計	5,651	5,764	5,790	5,829	5,809	5,459	5,052	5,434	5,728

（資料　地方財政状況調査）

（２）歳出

歳出決算額は普通建設事業費や国の経済対策などにより、年度ごとのばらつきがあります。特に令和２年度は１人につき１０万円を支給した定額給付金などの影響で、決算額が非常に大きくなりました。

決算額の内訳を見ると、扶助費と繰出金の増加が目立っています。扶助費は、障害者自立支援給付事業や生活保護費が増加傾向にあります。また繰出金では介護保険特別会計への繰出金が増加傾向にあります。

歳出決算額のうち経常的なもの[注５]の推移を見ると、増加傾向にありますが、扶助費や繰出金の増加がその要因です。

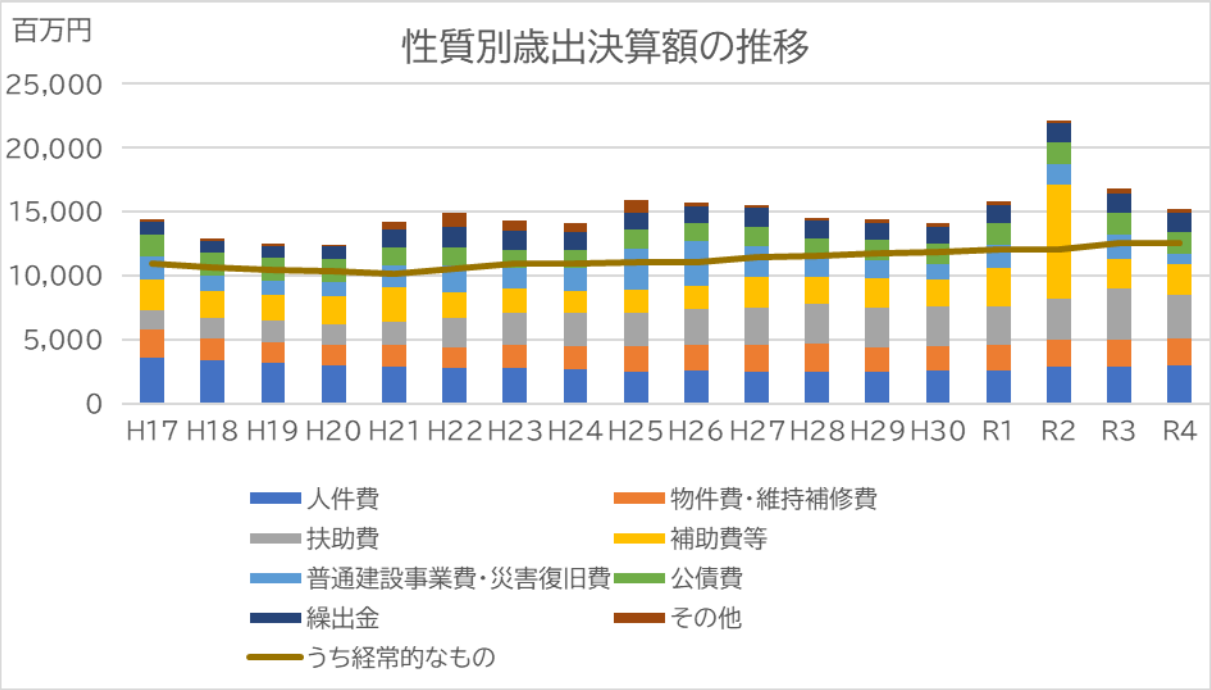

（注５）経常的なもの
毎年、継続して固定的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等及び維持補修費等が経常的なものとなる。

性質別歳出決算額の推移

単位：百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	3,525	3,327	3,150	2,982	2,911	2,760	2,767	2,621	2,488
物件費・維持補修費	2,278	1,744	1,598	1,532	1,674	1,637	1,807	1,879	1,972
扶助費	1,478	1,592	1,702	1,688	1,741	2,223	2,444	2,542	2,614
補助費等	2,345	2,146	2,031	2,183	2,774	2,088	1,913	1,775	1,817
普通建設事業費・災害復旧費	1,797	1,202	1,131	1,085	1,624	2,078	1,608	1,761	3,222
公債費	1,736	1,765	1,790	1,797	1,456	1,397	1,389	1,418	1,414
繰出金	973	868	868	962	1,404	1,580	1,523	1,381	1,377
その他	240	210	154	164	630	1,071	860	664	992
合計	14,372	12,855	12,425	12,394	14,213	14,834	14,311	14,040	15,896
（うち経常的なもの）	10,918	10,666	10,464	10,343	10,100	10,564	10,913	10,896	10,994

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人件費	2,517	2,475	2,432	2,462	2,564	2,568	2,876	2,877	2,946
物件費・維持補修費	2,013	2,070	2,243	1,951	1,881	1,968	2,121	2,061	2,086
扶助費	2,800	2,918	3,067	3,102	3,093	3,071	3,203	4,029	3,437
補助費等	1,818	2,405	2,171	2,234	2,159	3,001	8,898	2,307	2,371
普通建設事業費・災害復旧費	3,560	2,454	1,552	1,430	1,165	1,812	1,600	1,870	795
公債費	1,319	1,416	1,442	1,553	1,576	1,669	1,697	1,750	1,749
繰出金	1,364	1,494	1,384	1,365	1,375	1,408	1,462	1,495	1,534
その他	330	212	225	282	242	240	276	362	231
合計	15,722	15,445	14,518	14,378	14,054	15,737	22,132	16,750	15,148
（うち経常的なもの）	10,985	11,373	11,564	11,681	11,850	12,016	12,057	12,491	12,535

（資料　地方財政状況調査）

３ 財政推計

歳入では、人口減少に伴い、市税や地方譲与税などの一般財源が徐々に減少していく見込みです。歳出では、障害者自立支援給付費や生活保護費などが増加傾向にあります。また、７５歳以上人口の増加により介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加が見込まれます。令和５年度以降、財源不足が見込まれ、財政調整基金残高も徐々に減少していく見通しです。

なお、この財政推計は令和４年度決算額を基に、財政推計の条件で推計した決算ベースでの推計値で、実際の予算額・決算額とは異なります。

財政収支の見通し　（単位：百万円）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入	市税	3,862	3,809	3,825	3,834	3,795
	地方交付税（臨時財政対策債含む）	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069
	交付金・地方譲与税等	1,270	1,270	1,214	1,214	1,214
	国・県支出金	3,009	3,046	3,085	3,085	3,085
	地方債	271	271	271	271	271
	前年度繰越金	523	459	293	172	115
	繰入金（特定目的基金）	40	30	30	30	30
	繰入金（財政調整基金）	600	500	500	500	500
	その他	735	735	735	735	735
	合計	15,379	15,188	15,022	14,910	14,814
歳出	人件費	3,014	3,092	3,092	3,092	3,092
	扶助費	3,084	3,133	3,193	3,193	3,193
	公債費	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
	普通建設事業費（災害復旧費含む）	772	772	772	772	772
	物件費	1,893	1,903	1,913	1,923	1,933
	補助費等	2,023	2,022	2,020	2,019	2,019
	繰出金	1,544	1,550	1,557	1,549	1,556
	積立金（財政調整基金）	4	4	4	4	4
	その他	446	446	446	446	446
	合計	14,462	14,603	14,678	14,679	14,695
収支差引		917	585	344	231	119

（参考）

財政調整基金残高	2,932	2,895	2,691	2,367	1,986

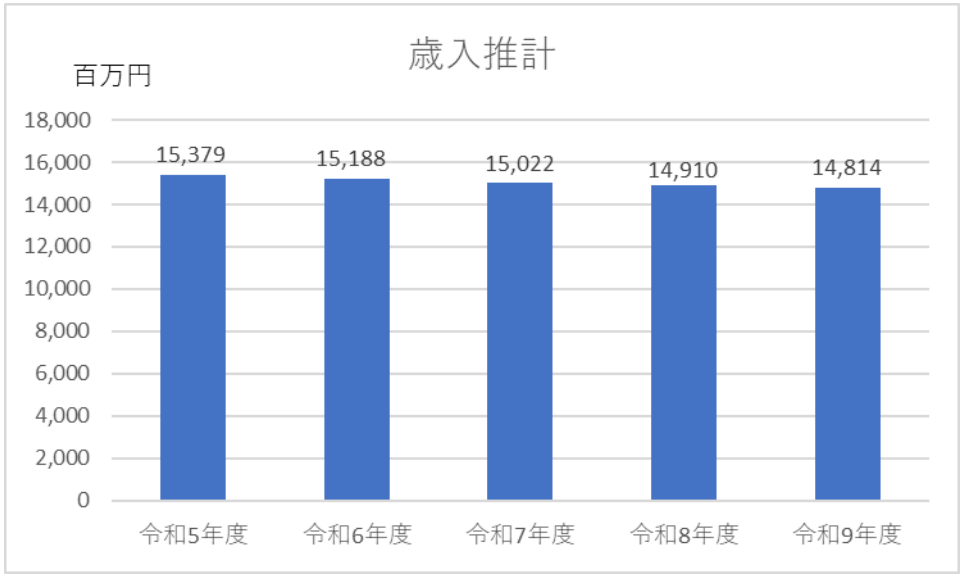
歳入推計
百万円
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
15,379
15,188
15,022
14,910
14,814
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度

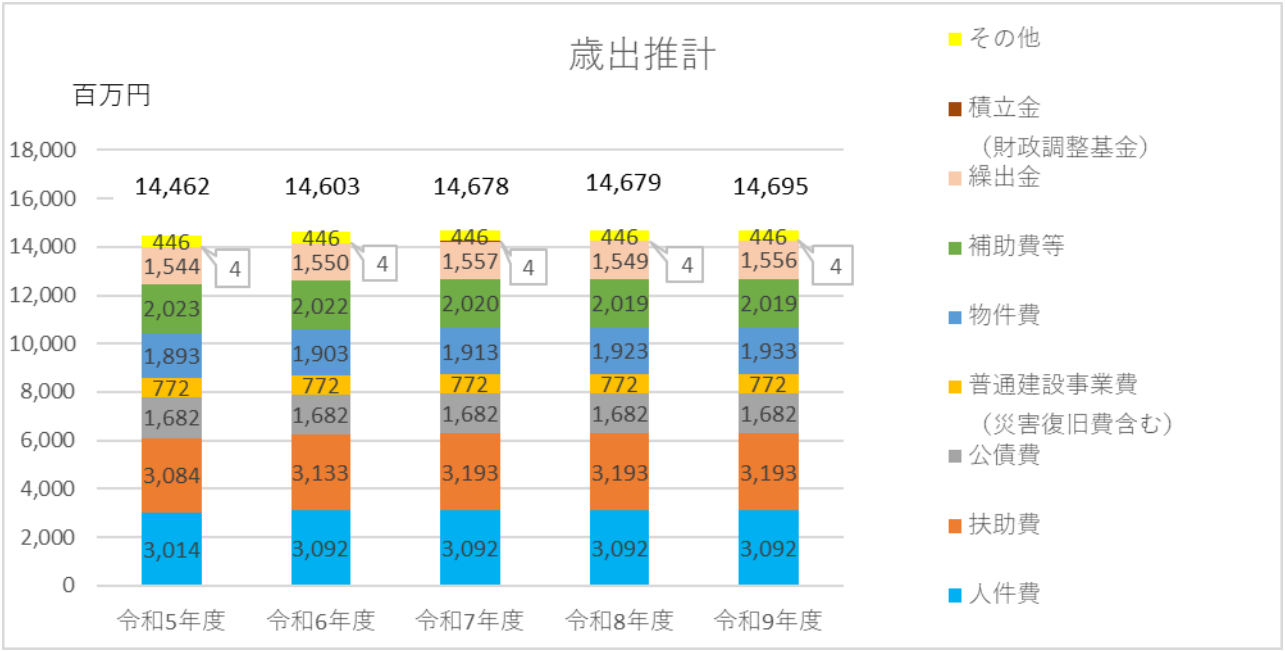
歳出推計
百万円
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
14,462
14,603
14,678
14,679
14,695
446
1,544
4
2,023
1,893
772
1,682
3,084
3,014
446
1,550
4
2,022
1,903
772
1,682
3,133
3,092
446
1,557
4
2,020
1,913
772
1,682
3,193
3,092
446
1,549
4
2,019
1,923
772
1,682
3,193
3,092
446
1,556
4
2,019
1,933
772
1,682
3,193
3,092
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
その他
積立金
（財政調整基金）
繰出金
補助費等
物件費
普通建設事業費
（災害復旧費含む）
公債費
扶助費
人件費

財政推計の条件

歳入

区分	推計方法・考え方
市税	令和4年度決算額を基に、近年の決算額の推移を勘案して推計。
地方交付税（臨時財政対策債を含む）	直近の実績額と同水準で推移するものとして推計。
交付金・地方譲与税等	直近3年間の決算額の平均値を基本として推計。
国・県支出金	各年度の歳出見込額に当該費目に応じた国県支出金割合を乗じて推計。
地方債（臨財債以外）	過去の普通建設事業費に対する地方債の割合から推計。
前年度繰越金	前年度収支差引の1/2として推計。
繰入金（特定目的基金等）	令和5年度は予算額とし、令和6年度以降は前年度のふるさと納税寄附金の額を繰り入れるものとして推計。
繰入金（財政調整基金）	令和5年度は6億円、令和6年度以降は5億円とした。
その他	直近3年間の決算額の平均値を基本として推計。

歳出

区分	推計方法・考え方
人件費	一般職人件費は令和4年度決算額を基に職員数の増加を見込んで推計。議員報酬、特別職給与、委員等報酬は直近の決算額同水準として推計。
扶助費	各費目ごとに直近3年間の伸び率平均を直近決算額に3年間乗じ、その後は同水準で推移するものとして推計。子ども未来戦略方針で示された児童手当の拡充については反映していない。
公債費	令和5年度見込額と同水準で推移するものとして推計。
普通建設事業費（災害復旧含む）	過去の決算額から事業費が1億円以上となる大規模事業を除いて、通常の事業規模を算出し、通常の事業規模の直近5か年分の平均値として推計。匝瑳中継施設整備や消防庁舎建替、市民病院建替などの大規模事業については反映していない。
物件費	直近3年間の伸び率を直近の決算額に乗じて推計。
維持補修費	直近3年間の平均値で推移するものとして推計。公共施設等の老朽化に伴う維持補修費の増加は見込んでいない。
補助費等	直近5年間の平均値で推移するものとして推計。新型コロナウイルスによる増減の影響を少なくするため、直近3年間ではなく、直近5年間の平均値とした。
繰出金	令和4年度決算額を基に、人口推計や被保険者数の見込みを勘案して推計。
積立金（財政調整基金）	令和5年度見込額と同水準で推移するものとして推計。
その他	令和4年度決算額と同水準で推移するものとして推計。

第３章　第５次行政改革大綱の目的等

１　第５次行政改革大綱の目的

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展、市民ニーズの高度化・多様化等、社会環境の変化に伴う新たな課題も生じています。

行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、今後ますます増加する新たな行政課題や市民ニーズに対応するためには、これまで築き上げてきた行政サービスの水準を将来的にも維持しながら、更なる行政改革を進める必要があります。

第２次匝瑳市総合計画基本構想の基本目標においては、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の基本理念を踏まえ、すべての人々が輝く、市民が主役のまちづくりに取り組んでいくとしていることからも、第５次行政改革大綱の下、限られた財源や人材等の経営資源を適正配分し、行政運営の効率化と財政の健全化を図るとともに、必要とされる市民サービスの維持・向上を目指します。

このため、第５次行政改革大綱においては、これまでの行政改革大綱の目的である「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営」を継承し、その実現を図っていくものとします。

【行政改革のイメージ】

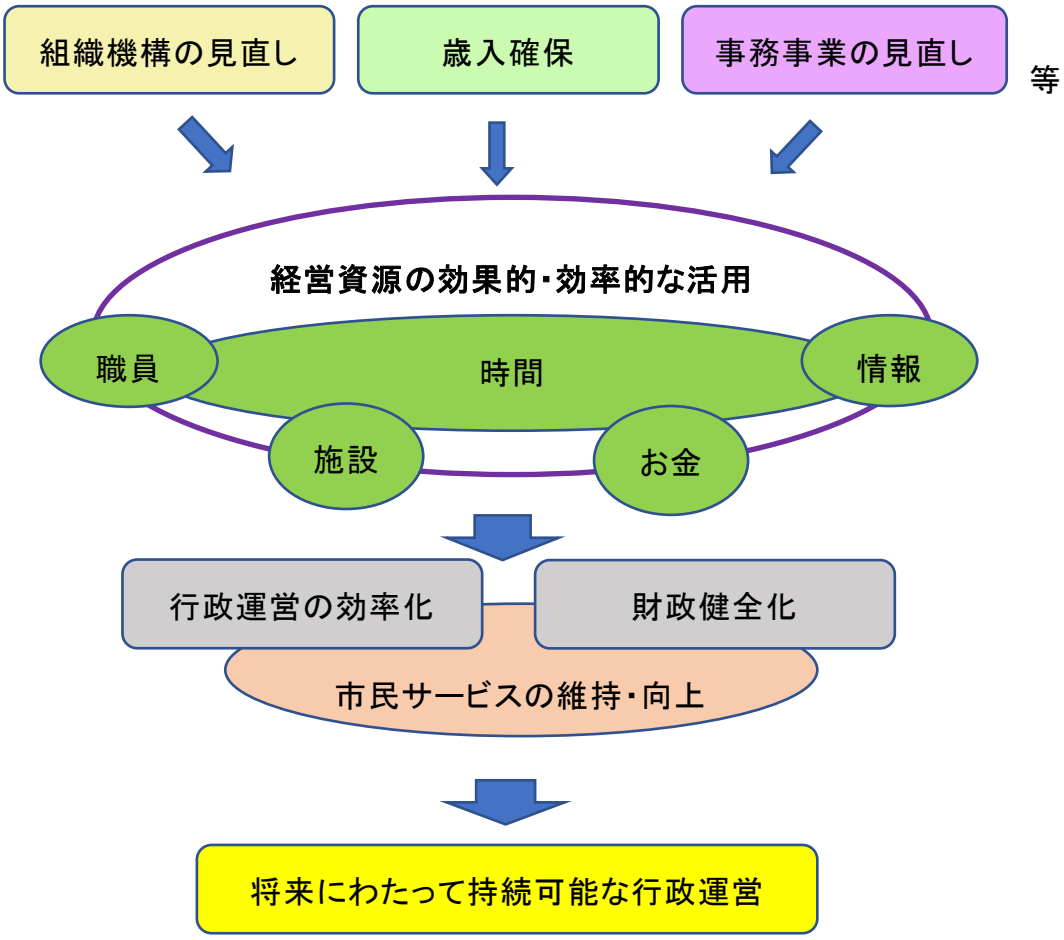
組織機構の見直し
歳入確保
事務事業の見直し
等
経営資源の効果的・効率的な活用
職員
時間
情報
施設
お金
行政運営の効率化
財政健全化
市民サービスの維持・向上
将来にわたって持続可能な行政運営

２　第５次行政改革大綱の推進体制

（１）匝瑳市行政改革推進本部

市長を本部長とする匝瑳市行政改革推進本部において第５次行政改革大綱を策定するとともに、行政改革を推進します。

（２）匝瑳市行政改革推進委員会

行政改革に市民等の意見を反映させるため、匝瑳市行政改革推進委員会を設置します。

匝瑳市行政改革推進委員会は、市長の諮問等に応じて、行政改革大綱等の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進について市長に対し必要な助言を行うこととします。

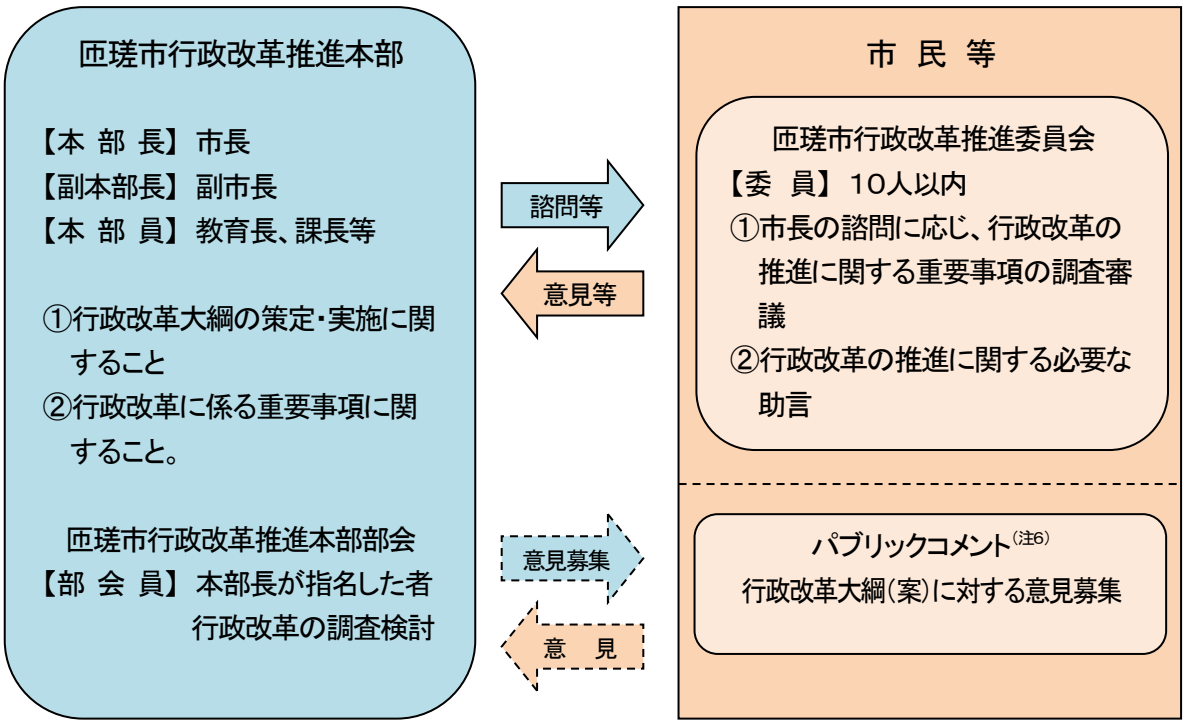

（注６）パブリックコメント
施策、条例等を決定するに当たり、その原案を広く一般に公開し、その結果得られた意見等を踏まえて意思決定する制度

３　第５次行政改革大綱の計画期間

第５次行政改革大綱は、本市が目指すべき将来都市像及びそれを実現するための施策の大綱を明らかにした第２次匝瑳市総合計画との整合を図り、行政改革を推進していくこととします。

このため、第５次行政改革大綱の計画期間については、第２次匝瑳市総合計画中期基本計画と同一の令和６年度から令和９年度までの４年間とします。

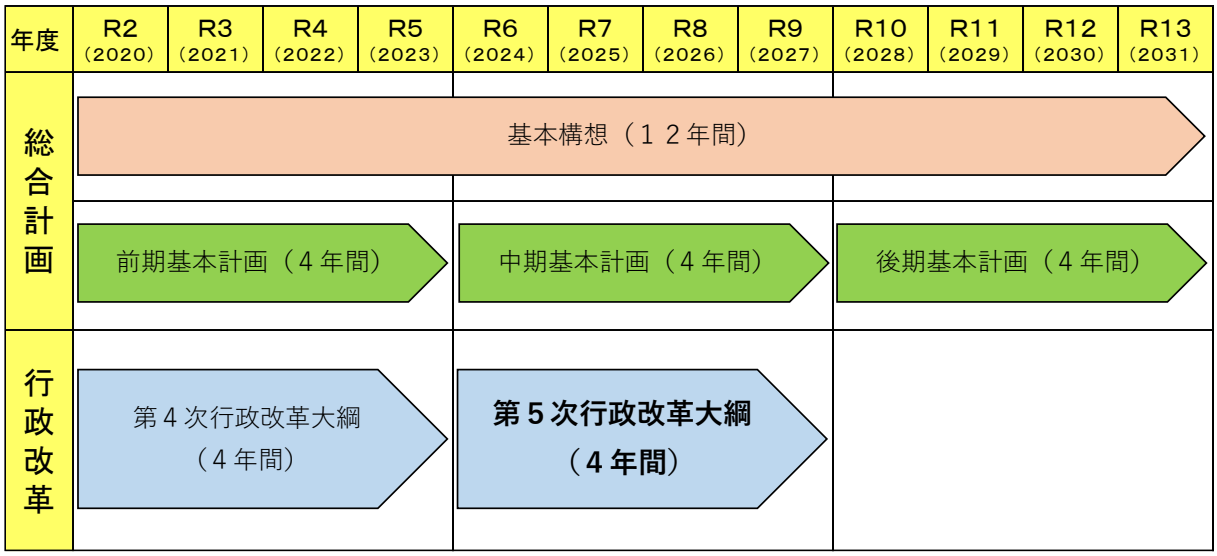

４　第５次行政改革大綱の見直し等

今後、国及び県における各種制度改正や社会情勢の変化等に伴い、第５次行政改革大綱の策定後においても見直しが必要となる場合は、パブリックコメントの実施等により、市民等の意見を聴取するものとします。

また、第５次行政改革大綱の行政改革の進捗状況又は見直しの過程については、速やかに広報紙及びホームページを通じて市民に公表するものとします。

第２部　　各　論

第１章　第５次行政改革大綱の推進項目

第５次行政改革大綱では、「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営」を実現するため、次の４つの推進項目に基づき、行政改革を推進していきます。

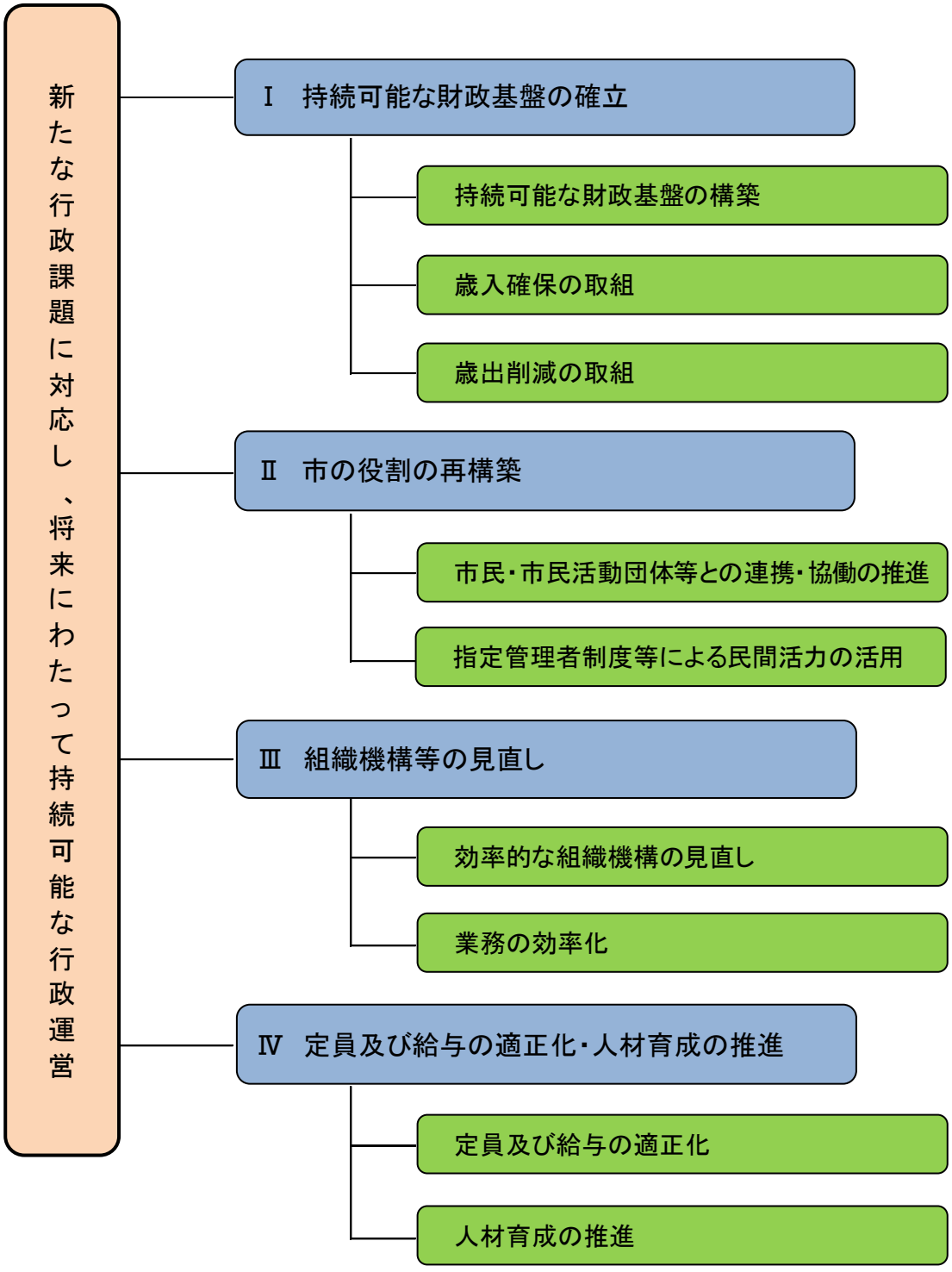

Ⅰ　持続可能な財政基盤の確立

１　持続可能な財政基盤の構築

令和２年２月に策定した、「第２次匝瑳市財政健全化計画（令和２年度～令和５年度）」の計画期間においては、歳入確保の取組として、市税収入、税外収入の確保、受益者負担の適正化等に取り組みました。

また、歳出削減の取組として、事務事業の見直し、経常的経費の削減、投資的経費の抑制、人件費等の抑制等の取組を行いました。

しかし、今後の財政推計では、人口減少に伴い、市税や地方譲与税などの一般財源が徐々に減少していく見込みです。

一方､歳出では､障害者自立支援給付費や生活保護費等が増加傾向にあり、また、７５歳以上人口の増加により介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加が見込まれます。

さらに、市民病院の建替えのほか、公共施設の老朽化や物価高騰に伴う維持管理費の増加等により、一般財源の不足が懸念されます。

このことから、新たな行政需要に的確に対応していくために、第３次匝瑳市財政健全化計画（令和６年度～令和９年度）に基づき、将来にわたり持続可能な行政運営を堅持し、歳入に見合った歳出構造を確立し、持続可能な財政基盤を築いていくことが必要です。

［取組事項］

①　第３次匝瑳市財政健全化計画の推進

２　歳入確保の取組

市の歳入の根幹となる市税収入を確保するため、引き続き、匝瑳市市税等滞納整理対策本部において策定した匝瑳市市税等徴収計画に基づき、市民負担の公平性確保の観点から、納税に応じない滞納者については適切な滞納処分を行う等、滞納額の削減を図るものとします。

介護保険料、保育所保育料等の税以外の未収金についても各課の連携強化等により収入に努めるものとします。

また、経費の削減には自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、市単独事業の実施を極力抑制し、可能な限り国庫支出金や県支出金等を有効活用するほか、未利用市有地の売却や受益者負担の原則を徹底し、負担の適正化を積極的に行う等、自主財源の確保に努めるものとします。

［取組事項］

①　匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上

②　介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保

③　広報紙、ホームページ等の広告利用の促進

④　ふるさと納税等の推進

⑤　未利用市有地等の売却・貸付

⑥　使用料・手数料の見直し

⑦　税収基盤の拡大

⑧　公共施設等における広告収入の確保

⑨　協賛金等の募集による収入確保

⑩　クラウドファンディング(注7)による財源確保

⑪　各種検診事業に係る個人負担金の見直し

⑫　基金の債券での運用

（注７）クラウドファンディング

インターネット上で事業の趣旨や目的を示し、広く不特定多数の者から事業に係る資金提供を呼びかける手法。

３　歳出削減の取組

持続可能な行政運営を行っていくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政基盤を確立することが必要です。

業務における各種経費の削減、建設コスト縮減や効率性の向上に取り組むとともに、事務事業の合理化の観点から、行政の役割、公正性の確保、行政の効率性を重視し、全事務事業についてスクラップアンドビルド(注8)による見直しに加え、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行う等、歳出の削減及び合理化に努めるものとします。

また、公益上必要な場合に交付する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果や公費負担の明確化を図るため、定期的な検証・見直しを行うことで、より適正かつ効率的な補助金制度を構築するものとします。

［取組事項］

①　行政評価システムによる事務事業の見直し
②　庁用車の効率的な使用による台数の抑制
③　年間を通じた節電対策
④　補助金等の適正化
⑤　匝瑳市病院事業の経営健全化
⑥　匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進

（注８）スクラップアンドビルド

事務事業の見直し方法の一つ。限られた資源の中で行財政運営を行い、新たな行政需要に対応するために行政の効率化を図りつつ既存事業を常に見直し、不要になった事務事業は廃止するなどの方法で財源を捻出する手法。

Ⅱ　市の役割の再構築

１　市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

第２次匝瑳市総合計画基本構想では、基本目標の一つとして「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」ことを掲げています。

多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが不可欠であり、この目標を実現するため、市民と行政が共通の目的に向かって様々な取組を行っていくことが重要です。

このため、各種分野における団体や企業等との連携協力を拡大・充実するとともに、地域における自助、共助の意識を高揚し、市民、ボランティア団体、ＮＰＯ、企業等の民間が公共サービスの担い手となり、行政からだけではなく多元的に公共サービスが提供される体制の構築を目指し、協働によるまちづくりを推進します。

市民等との協働は、市が目指す協働のあり方や推進方法等を明らかにした匝瑳市市民協働指針等に基づき推進するものとし、市民等と行政が様々な媒体や機会を通じて情報を共有し、一体となり共に考え、共に行動する体制の強化に努めるものとします。

［取組事項］

①　匝瑳市市民協働指針等による協働の推進
②　協働を推進するための行政情報の提供
③　協働を推進するための政策決定過程の公開
④　多様な主体との連携
⑤　各団体の自立促進

２　指定管理者制度等による民間活力の活用

市では、これまでも、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター匝りの里等の公の施設に指定管理者制度の民間的視点による行政手法を導入する等、行政運営の効率化を図ってきましたが、行政改革を推進するためには、一層の活用が必要です。

指定管理者制度には、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費の縮減といった効果が期待できます。

また、民間活力を活用することで、専門性や経験を活かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応等、一層のサービス向上が期待できます。

今後も、長期的な視点から市民サービスの維持・向上を目指すとともに、費用対効果を考慮し、民間活力を活用した方がより効果的・効率的である場合には、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保に留意しながら、指定管理者制度等の民間活力活用を積極的に推進するものとします。

［取組事項］

①　指定管理者制度等による民間活力の活用

Ⅲ　組織機構等の見直し

1　組織機構の見直し

社会経済環境の変化に伴い、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくためには、業務内容に応じた効率的な組織編成を検討し、簡素で合理的な組織づくりに取り組むとともに、市民にわかりやすい組織体制の整備を図る必要があります。

また、行政のスリム化に対する取組を進める一方で、真に必要な施策を確実に推進していくためには、限られた経営資源の重点配分及び業務を効率的に遂行できる機能的な組織機構の構築が必要です。

附属機関等の設置に当たっては、既存の附属機関等の活用を図ることで、附属機関等の肥大化を招かないよう留意するものとします。

［取組事項］

①　行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し

②　既存の附属機関等の活用

③　柔軟な組織の運用

２　業務の効率化

将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくためには、各業務の効率化を推進する必要があります。

各種申請等の行政手続は、市民と行政との最も身近な接点の一つであり、サービスの向上及び事務の効率化の観点から、市民の視点に立ち、行政手続の無駄を取り除く等の不断の見直しが必要です。

各種申請書類等の手続については、見直しを行うとともに、ＩＣＴ(注9)の活用やＤＸ(注10)の推進等、市民の利便性の向上及び事務の効率化に努めます。

［取組事項］

①　事務事業マニュアルの運用・見直し

②　ＤＸの推進

③　会議や資料作成等に関するルールの制定

（注９）ＩＣＴ

Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術。コンピュータの機能やデータ通信に関する技術に、コンピュータを活用した情報の共有や伝達する方法を含めたもの。

（注10）ＤＸ

Digital Transformationの略称。デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。

Ⅳ　定員及び給与の適正化・人材育成の推進

１　定員及び給与の適正化

（１）定員の適正化

本市では、これまで定員適正化計画に基づき、継続的かつ計画的に定員の適正化を図ってきました。この結果、職員数（病院事業会計の職員数を除く。）は、合併直後の平成１８年４月１日現在の３７９人から令和５年４月１日現在では２９２人（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）となっています。

引き続き、質の高い行政サービスを安定的に供給できる体制を確保するためには、令和５年度からの段階的な定年引き上げを踏まえつつ、新規採用職員を計画的に確保することが必要であり、職員の年齢構成や退職者数の見通しを考慮し、暫定再任用職員や会計年度任用職員を適切に活用しながら、中長期的な観点から定員の適正な管理を行っていく必要があります。

このため、第５次匝瑳市定員適正化計画を策定し、定員の適正な管理を図るものとします。

［取組事項］

①　第５次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進
②　暫定再任用職員の活用
③　会計年度任用職員の活用

（２）給与の適正化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）では、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置を通じ､民間給与の水準を的確に反映させるよう努め、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとしています。

給与については、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意し、適正化を図るものとします。

なお、時間外勤務については、人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、毎週水曜日をノー残業デーとして実施すること等により抑制を進めています。今後も、業務の一層の効率化を図るとともに、所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底、ノー残業デーの実施等により、時間外勤務の抑制に努めます。

また、職務給の原則や均衡の原則に基づく給与の適正化や制度の趣旨を踏まえた諸手当のあり方の検討、地方公務員法に基づく人事評価制度による勤務成績の給与への反映等に引き続き取り組むとともに、会計年度任用職員の給与についても適正化を図るものとします。

［取組事項］

① 常勤特別職職員の給与適正化
② 一般職職員の給与適正化
③ 時間外勤務の抑制
④ 非常勤特別職職員の報酬の見直し

２　人材育成の推進

地方分権の進展や市民ニーズの多様化から職員に求められる資質及び能力がさらに専門化・高度化する中、自ら考え判断し、問題解決のために迅速で積極的に行動できる職員が求められています。

また、限られた職員数の中で、複雑多様化する行政課題に対応するためには、職員の能力を十分に引き出すことが必要です。

このため、職員相互のコミュニケーションの向上に努め、ＯＪＴ(注11)の定着を図るとともに、人事評価制度を推進し、人材育成と連携した人事管理、女性職員の管理・監督者への登用等、男女を問わず職員の活躍を推進する組織風土の醸成を図るため、第２次匝瑳市人材育成計画に基づく総合的な人材育成に努めるものとします。また、職員が心身ともに健康であることは、人材育成の土台となることから、メンタルヘルス対策を含めた職員の健康管理に取り組みます。

［取組事項］

①　第２次匝瑳市人材育成計画に基づく人材育成の推進

②　人事評価制度の推進

（注11）ＯＪＴ

On the Job Trainingの略称。職場研修。一般に、管理監督者が、所属職員に対し、職場における日常の業務を通じて必要な知識、技能、態度等の充実向上を図るために行う研修をいう。

第２章　実施計画

改革項目一覧表

Ⅰ　持続可能な財政基盤の確立

１　持続可能な財政基盤の構築

整理番号	実施項目
1-1-1	第3次匝瑳市財政健全化計画の推進

２　歳入確保の取組

整理番号	実施項目
1-2-1	匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上
1-2-2	介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保
1-2-3	広報紙、ホームページ等の広告利用の促進
1-2-4	ふるさと納税等の推進
1-2-5	未利用市有地等の売却・貸付
1-2-6	使用料・手数料の見直し
1-2-7	税収基盤の拡大
1-2-8	公共施設等における広告収入の確保
1-2-9	協賛金等の募集による収入確保
1-2-10	クラウドファンディングによる財源確保
1-2-11	各種検診事業に係る個人負担金の見直し
1-2-12	基金の債券での運用

３　歳出削減の取組

整理番号	実施項目
1-3-1	行政評価システムによる事務事業の見直し
1-3-2	庁用車の効率的な使用による台数の抑制
1-3-3	年間を通じた節電対策
1-3-4	補助金等の適正化
1-3-5	匝瑳市病院事業の経営健全化
1-3-6	匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進

Ⅱ　市の役割の再構築

１　市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

整理番号	実施項目
2-1-1	匝瑳市市民協働指針等による協働の推進
2-1-2	協働を推進するための行政情報の提供
2-1-3	協働を推進するための政策決定過程の公開
2-1-4	多様な主体との連携
2-1-5	各団体の自立促進

２　指定管理者制度等による民間活力の活用

整理番号	実施項目
2-2-1	指定管理者制度等による民間活力の活用

Ⅲ　組織機構等の見直し

１　組織機構の見直し

整理番号	実施項目
3-1-1	行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
3-1-2	既存の附属機関等の活用
3-1-3	柔軟な組織の運用

２　業務の効率化

整理番号	実施項目
3-2-1	事務事業マニュアルの運用・見直し
3-2-2	DXの推進
3-2-3	会議や資料作成等に関するルールの制定

Ⅳ　定員及び給与の適正化・人材育成の推進

１　定員及び給与の適正化

整理番号	実施項目
4-1-1	第5次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進
4-1-2	暫定再任用職員の活用
4-1-3	会計年度任用職員の活用
4-1-4	常勤特別職職員の給与適正化
4-1-5	一般職職員の給与適正化
4-1-6	時間外勤務の抑制
4-1-7	非常勤特別職職員の報酬の見直し

２　人材育成の推進

整理番号	実施項目
4-2-1	第2次匝瑳市人材育成計画に基づく人材育成の推進
4-2-2	人事評価制度の推進

Ⅰ　持続可能な財政基盤の確立

1　持続可能な財政基盤の構築

整理番号	1－1－1	担当課	財政課、各課		
実施項目	第3次匝瑳市財政健全化計画の推進				
実施内容	歳入に見合った歳出構造を確立し、持続可能な財政基盤の構築を図るため、第3次匝瑳市財政健全化計画に基づき、財政健全化に向けた取組を推進する。				
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	実施				

２　歳入確保の取組

整理番号	１－２－１	担当課	税務課	
実施項目	匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上			
実施内容	匝瑳市市税等徴収計画に基づき、市税及び国民健康保険税の収納率の向上を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－２－２	担当課	財政課、市民課、福祉課、学校教育課、各課	
実施項目	介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保			
実施内容	介護保険料、保育所保育料等の未収金の収入確保に向けて、関係課の連携を密にし、情報の共有、徴収の効率化を図る。また、申出による児童手当からの引き去り、計画的な臨戸徴収の実施等、徴収強化に努める。 さらに、休日や夜間に納付窓口を開設し、納付機会の拡大を図る等、納付環境の整備に努める。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－２－３	担当課	秘書課、各課	
実施項目	広報紙、ホームページ等の広告利用の促進			
実施内容	広報紙、ホームページ等への広告利用を進めるため、これまでに掲載実績のある広告主に対して働きかけを行うとともに、新規の広告主の獲得を図る。 また、新たな広告媒体の選定等、新たな広告利用について調査する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－２－４	担当課	企画課	
実施項目	ふるさと納税等の推進			
実施内容	本市へのふるさと納税寄附金を増加させるため、ホームページやSNS等を活用した広報に努めるとともに、ふるさと納税寄附者への返礼品の充実化を図る。 また、企業版ふるさと納税を促進するための施策を展開し、地方創生関連事業の財源として活用を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－２－５	担当課	財政課	
実施項目	未利用市有地等の売却・貸付			
実施内容	令和5年3月に改訂した「匝瑳市公共施設等総合管理計画」に基づき、事業実施が見込まれない市有地や、施設の統合・廃止に伴い処分が可能となった市有地について売却・貸付を進める。 また、施設の統合・廃止等で不用になった物品を売却し、歳入確保につなげる。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－２－６	担当課	財政課、各課	
実施項目	使用料・手数料の見直し			
実施内容	受益者負担の原則に基づき、施設の管理運営費等、サービスの提供に適した使用料・手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究 →			

整理番号	１－２－７	担当課	企画課、財政課、商工観光課、各課	
実施項目	税収基盤の拡大			
実施内容	産業用地の整備を推進するとともに、各種優遇、支援措置により企業誘致を推進し雇用の場の創出を図る。また、若年夫婦やUIJターンの移住・定住に対する支援をより充実させ転入者を増やし、税収の源泉基盤の拡大を推進する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究			

整理番号	１－２－８	担当課	財政課、各課	
実施項目	公共施設等における広告収入の確保			
実施内容	公共施設等におけるネーミングライツ（公共施設への命名権の付与）事業等を実施し、広告収入による財源の確保を図る。 また、新たな広告媒体の選定等、新たな広告利用について調査する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施			

整理番号	１－２－９	担当課	財政課、各課	
実施項目	協賛金等の募集による収入確保			
実施内容	市が開催する各種行事等において、協賛金や協力金を募集し、一般財源の負担を軽減する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究			

整理番号	１－２－１０	担当課	財政課、企画課、各課	
実施項目	クラウドファンディングによる財源確保			
実施内容	事務事業の実施に当たり、財源調達の手法として、クラウドファンディングの活用に努める。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施			

整理番号	１－２－１１	担当課	健康管理課	
実施項目	各種検診事業に係る個人負担金の見直し			
実施内容	受益者負担の原則に基づき、各種検診事業に係る個人負担金の見直しを図り、受益者負担の適正化を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究			

整理番号	１－２－１２	担当課	会計課、財政課、各課	
実施項目	基金の債券での運用			
実施内容	基金について、安全性が高く利率の高い債券での運用を進める。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施			

３　歳出削減の取組

整理番号	１－３－１	担当課	企画課、各課
実施項目	行政評価システムによる事務事業の見直し		
実施内容	行政の役割や公平性の確保、効率的な実施等について、多角的な視点により評価しながら、事務事業の見直しを行うとともに、行政評価の結果を予算編成及び行政運営に反映させる。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－３－２	担当課	財政課、各課
実施項目	庁用車の効率的な使用による台数の抑制		
実施内容	各課所属車両を可能な限り財政課に移管し、庁用車の集中管理を促進し、及び効率的な使用を図るとともに、庁用車の使用状況を検証し、保有台数の見直しを図る。 また、更新する際は、環境性能、経済性等に配慮するものとし、庁用車に係る維持管理費を抑制する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－３－３	担当課	財政課、各課
実施項目	年間を通じた節電対策		
実施内容	本庁、支所、公の施設で実施している節電への取組を継続し、公共施設の電気使用量を極力抑制する。 また、PPS（特定規模電気事業者）等からの電力供給の導入を拡大することと併せ、LEDへの切替え等、省エネ効果に優れた機器等の導入に努める。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－３－４	担当課	財政課、各課	
実施項目	補助金等の適正化			
実施内容	市単独事業補助金については必要性や効果を検証するとともに、補助対象範囲、補助率及び補助単価の見直しを行い、団体運営補助金については収支状況等を勘案し、多額の繰越金等が生じている場合等においては補助金の休止等を行うことで、補助金の適正化を図る。 なお、特殊要因により補助金を増額する場合は、時限措置とする。 また、サンセット方式(注12)を可能な限り適用し、継続・廃止等、検証を行う。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－３－５	担当課	市民病院	
実施項目	匝瑳市病院事業の経営健全化			
実施内容	国保匝瑳市民病院経営強化プラン等に基づき、匝瑳市病院事業の経営健全化を推進する。 また、経営健全化につなげるため、関係機関との連携・協力等による医師の積極的な確保に努め、患者数の増加を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	１－３－６	担当課	財政課、各課	
実施項目	匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進			
実施内容	匝瑳市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

（注12）サンセット方式

予算や行政組織が肥大化することのないように、予算、事業等に期限を設定し、その期限を過ぎたときに自動的に廃止する方式。

Ⅱ　市の役割の再構築

1　市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

整理番号	2－1－1	担当課	環境生活課、各課	
実施項目	匝瑳市市民協働指針等による協働の推進			
実施内容	匝瑳市市民協働指針等に基づき、地域の活性化や課題の解決へ向けた市民提案型事業の活用のほか、協働に関する事業の紹介や人材育成を促進するための支援等により協働のまちづくりを推進する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	2－1－2	担当課	秘書課、環境生活課、各課	
実施項目	協働を推進するための行政情報の提供			
実施内容	市の現状や取組状況等の行政情報について、広報紙や市ホームページ等によりわかりやすい情報提供を行う。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	2－1－3	担当課	総務課、各課
実施項目	協働を推進するための政策決定過程の公開		
実施内容	審議会における審議結果等、政策決定過程を市ホームページに公表する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施			
	→	→	→	→

整理番号	2－1－4	担当課	環境生活課、各課
実施項目	多様な主体との連携		
実施内容	地域資源の有効な活用の観点から、市と民間事業者等の多様な主体との連携により、それぞれが持つノウハウを含めた経営資源のネットワーク形成を推進し、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施			
	→	→	→	→

整理番号	2－1－5	担当課	各課
実施項目	各団体の自立促進		
実施内容	各団体の自立を促進するため、行政との役割分担を明確にするとともに、関与のあり方について検討する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究			
	→	→	→	→

２　指定管理者制度等による民間活力の活用

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>２－２－１</td><td>担当課</td><td colspan="3">企画課、総務課、財政課、各課</td></tr>
<tr><td>実施項目</td><td colspan="5">指定管理者制度等による民間活力の活用</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="5">事務事業の経費削減・サービス水準向上の観点から、サービス水準・公共性を確保した上で、当該事務事業において指定管理者制度や民間委託の手法により民間活力を活用することで、市民ニーズに対応した良質なサービスの提供及びコスト削減を図るとともに、民間事業者への事業機会の提供及び雇用の創出を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">年次計画</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td colspan="2">令和9年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

Ⅲ　組織機構等の見直し

1　組織機構の見直し

整理番号	3－1－1	担当課	総務課
実施項目	行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し		
実施内容	市民ニーズや国の制度改革に柔軟に対応でき、かつ、効率的な行政運営に向け、行政資源（職員、財源等）の効率的な配分を行い、効率的な組織機構の見直しを図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	3－1－2	担当課	総務課、各課
実施項目	既存の附属機関等の活用		
実施内容	附属機関等の新設等の際には、附属機関等の肥大化を招かないよう、法制度上、既存の附属機関等との兼務等が可能なものについては、兼務等を行い、効率的な附属機関等の設置を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	3－1－3	担当課	各課
実施項目	柔軟な組織の運用		
実施内容	突発的に発生する行政課題や臨時的な事業等について、プロジェクトチーム等を編成するなど、機動的に対応できる柔軟な組織の運用を図る。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

2　業務の効率化

整理番号	3－2－1	担当課	総務課、各課
実施項目	事務事業マニュアルの運用・見直し		
実施内容	業務の均質化・効率化及び課内で事務処理に係る情報共有を図るとともに、人事異動等に伴う業務の引き継ぎ時における事務の円滑化及び効率化並びに事務改善を図るため、事務事業マニュアルの運用及び定期的な見直しを行う。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	3－2－2	担当課	企画課、総務課、財政課、各課
実施項目	DXの推進		
実施内容	ICTやAI等のデジタル技術を活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることで、行政サービスの向上につなげる。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	3－2－3	担当課	総務課、各課
実施項目	会議や資料作成等に関するルールの制定		
実施内容	会議や資料作成等に関するルールを制定し、業務の効率化を図る。		

年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	調査・研究 →	実施 →	→	→

Ⅳ　定員及び給与の適正化・人材育成の推進

1　定員及び給与の適正化

整理番号	4－1－1	担当課	総務課
実施項目	第5次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進		
実施内容	質の高い行政サービスを安定的に供給できる体制を確保するため、令和5年度からの段階的な定年引き上げに伴う職員の年齢構成や退職者数の見通しを踏まえ、中長期的な観点からの適正な定員管理を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	計画策定 →	実施 →	→	→

整理番号	4－1－2	担当課	総務課、各課
実施項目	暫定再任用職員の活用		
実施内容	市職員としての専門知識や経験を有する定年退職職員を暫定再任用職員として活用し、定員の適正化及び効率的な組織運営を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	4－1－3	担当課	総務課、各課
実施項目	会計年度任用職員の活用		
実施内容	定型的業務や単純・補助的業務、一時的に増大する臨時的な業務等について、会計年度任用職員を活用し、定員の適正化及び効率的な組織運営を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	4－1－4	担当課	総務課
実施項目	常勤特別職職員の給与適正化		
実施内容	市長、副市長、教育長の給与について、これまでの成果等を勘案し、必要に応じて減額措置等の実施を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	4－1－5	担当課	総務課
実施項目	一般職職員の給与適正化		
実施内容	一般職職員の給与について、地方公務員法に基づく人事評価制度による勤務成績の給与への反映等を図るとともに、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて、国家公務員並びに県及び県内他市の一般職職員の給与との均衡等を考慮し、適正化を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	４－１－６	担当課	総務課、各課
実施項目	時間外勤務の抑制		
実施内容	業務の一層の効率化を図るとともに、時間外勤務予定申請及び所属長による事前命令の徹底、ノー残業デーの実施等により時間外勤務の抑制を図り、職員の健康保持、公務能率の確保及び人件費の抑制を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

整理番号	４－１－７	担当課	総務課
実施項目	非常勤特別職職員の報酬の見直し		
実施内容	行政委員会、附属機関の委員等である非常勤特別職職員の会議の開催時間等に応じた報酬額を設定する等により、報酬の見直しを図る。また、報償費についても見直しを図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →	→	→	→

２　人材育成の推進

整理番号	４－２－１	担当課	総務課	
実施項目	第2次匝瑳市人材育成計画に基づく人材育成の推進			
実施内容	第2次匝瑳市人材育成計画に基づき、自己申告制度の拡充、庁内公募制の導入、女性職員の登用等、人材育成と連携した人事管理を行うほか、各種職員研修の充実及び研修に参加しやすい職場環境づくりを図るとともに、OJTや自己啓発に向けた自主的な取組を促進する。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			

整理番号	４－２－２	担当課	総務課	
実施項目	人事評価制度の推進			
実施内容	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価として、人事評価制度を推進し、職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底及び組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図る。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実施 →			